

浄化槽に関するお知らせ

《令和3年度の補助金限度額等》

人槽区分	補助金限度額	
5人槽	市内業者が施工する場合であって、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの	411,000円
	上記以外	352,000円
7人槽	市内業者が施工する場合であって、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの	514,000円
	上記以外	441,000円
10人槽	市内業者が施工する場合であって、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの	686,000円
	上記以外	588,000円

秋田県では、一戸建ての住宅に設置する浄化槽の人槽を原則5人槽として取り扱います。

ただし、下記の場合は実態に見合った浄化槽の人槽とすることを妨げるものではありません。
 ・一戸建ての住宅に浴室及び台所がそれぞれ2つ以上ある場合。
 ・実使用人数が6人以上である場合。

※店舗併用住宅に5人槽設置の場合は区分5人槽。

店舗併用住宅に7人槽及び10人槽設置の場合は居住人員が5人以下は区分5人槽、6人以上は7人槽。

- ・市内業者とは、大仙市内に事業所を有する法人又は市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- ・建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証において、第四面の【3. 工事種別】が新築と表記されているものに設置する場合は、「上記以外」に該当します。

《設置予定基数》

120基 (5人槽59基、7人槽60基、10人槽1基)

《補助対象区域》

下記以外の区域です

- ・下水道事業認可を受けた区域
- ・農業集落排水事業を実施している区域

《補助対象とするもの》

- ・従前の住居が汲み取り便槽・単独処理浄化槽で合併処理浄化槽に転換する場合。
- ・従前が公共下水道等の住宅から転居して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・従前が合併処理浄化槽の住居から独立・分家して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・集合住宅・賃貸戸建住宅から転居して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・市外から転入して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・災害により使用できなくなった合併処理浄化槽を新たに入替する場合。

※一戸建て賃貸住宅及び販売を目的とする住宅については、当該年度の2月20日までに賃貸借契約及び売買契約したものに限り、入居者の従前の生活排水処理状況によって補助対象が異なります。

※浄化槽補助対象地域及び補助対象要件の詳細につきましては下記にお問い合わせください。

設置する地域	担当課		電話番号
大曲	市民部	生活環境課	0187-63-1111 (代表)
神岡	神岡支所	農林建設課	0187-72-4605 (直通)
西仙北	西仙北支所	農林建設課	0187-75-2971 (直通)
中仙	中仙支所	農林建設課	0187-56-2116 (直通)
協和	西仙北・協和建設水道事務所		018-892-3696 (直通)
南外	南外支所	農林建設課	0187-74-3006 (直通)
仙北	仙北支所	農林建設課	0187-63-3003 (代表)
太田	中仙・太田建設水道事務所		0187-88-1116 (直通)